

## ～各種容器への事業場内表示の案～

	譲渡提供時の表示	事業場内での表示						
		原則	容器が小さい場合	タンク、配管等	一時的に使用する容器			
名称	容器	容器	容器(注1)	容器(注2)	容器(注2)			
成分	容器	容器	}	}	}			
注意喚起語	容器	容器						
人体に及ぼす作用・安定性及び反応性	容器	容器				掲示(注3)	掲示(注3)	掲示(注3)
貯蔵又は取り扱い上の注意	容器	容器						
標章	容器	容器	}	}	}			
表示をする者の氏名・住所及び電話番号	容器	—	—	—	—			

注1 略称、番号、記号でも差し支えない。

注2 容器名を周知した上で、作業指示書等により名称を伝えることでも差し支えない。

注3 MSDSを活用しても差し支えない。